

釧路定住自立圏共生ビジョン（新ビジョン） 変更箇所比較表

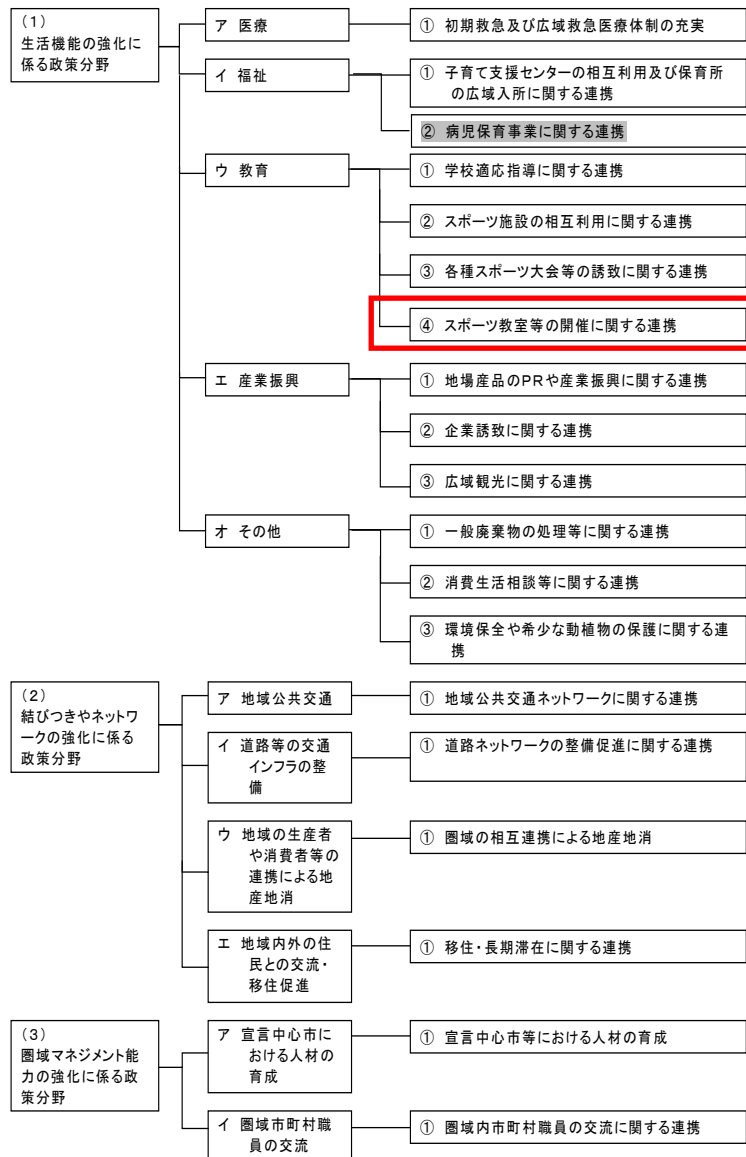
資料 5

旧		新		備考																							
4 頁	3 定住自立圏共生ビジョンの期間 令和2年度から令和6年度までの5年間としております。 また、毎年度所要の変更を行うものとします。	4 頁	3 定住自立圏共生ビジョンの期間 令和7年度から令和11年度までの5年間としております。 また、毎年度所要の変更を行うものとします。	新ビジョン作成による 期間の延長																							
	4 釧路定住自立圏の共生ビジョン 平成28年9月23日の定住自立圏構想推進要綱の改正により、定住自立圏域内の将来推計人口及び高齢化率の目標を記載。	4 釧路定住自立圏の共生ビジョン 平成28年9月23日の定住自立圏構想推進要綱の改正により、定住自立圏域内の将来推計人口及び高齢化率の目標を記載。																									
	【圏域人口】	【圏域人口】																									
	<table><tr><td></td><td>2020年</td><td>2030年</td><td>2040年</td></tr><tr><td>推計人口</td><td>223,240</td><td>193,642</td><td>162,733</td></tr><tr><td>目標人口</td><td>221,364</td><td>199,827</td><td>183,643</td></tr></table>		2020年		2030年	2040年	推計人口	223,240	193,642	162,733	目標人口	221,364	199,827	183,643	<table><tr><td></td><td>2030年</td><td>2040年</td><td>2050年</td></tr><tr><td>推計人口</td><td>189,619</td><td>158,591</td><td>128,779</td></tr><tr><td>目標人口</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		2030年	2040年	2050年	推計人口	189,619	158,591	128,779	目標人口			
		2020年	2030年		2040年																						
	推計人口	223,240	193,642		162,733																						
	目標人口	221,364	199,827		183,643																						
		2030年	2040年		2050年																						
	推計人口	189,619	158,591		128,779																						
	目標人口																										
【圏域高齢化率】	【圏域高齢化率】																										
<table><tr><td></td><td>2020年</td><td>2030年</td><td>2040年</td></tr><tr><td>推計高齢化率</td><td>34.55</td><td>38.61</td><td>43.22</td></tr><tr><td>目標高齢化率</td><td>33.88</td><td>36.22</td><td>36.95</td></tr></table>		2020年	2030年	2040年	推計高齢化率	34.55	38.61	43.22	目標高齢化率	33.88	36.22	36.95	<table><tr><td></td><td>2030年</td><td>2040年</td><td>2050年</td></tr><tr><td>推計高齢化率</td><td>38.96</td><td>43.61</td><td>47.33</td></tr><tr><td>目標高齢化率</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		2030年	2040年	2050年	推計高齢化率	38.96	43.61	47.33	目標高齢化率					
	2020年	2030年	2040年																								
推計高齢化率	34.55	38.61	43.22																								
目標高齢化率	33.88	36.22	36.95																								
	2030年	2040年	2050年																								
推計高齢化率	38.96	43.61	47.33																								
目標高齢化率																											
</																											

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

※関係市町村の費用負担については、状況変化に応じ、適切な見直しを図ります。

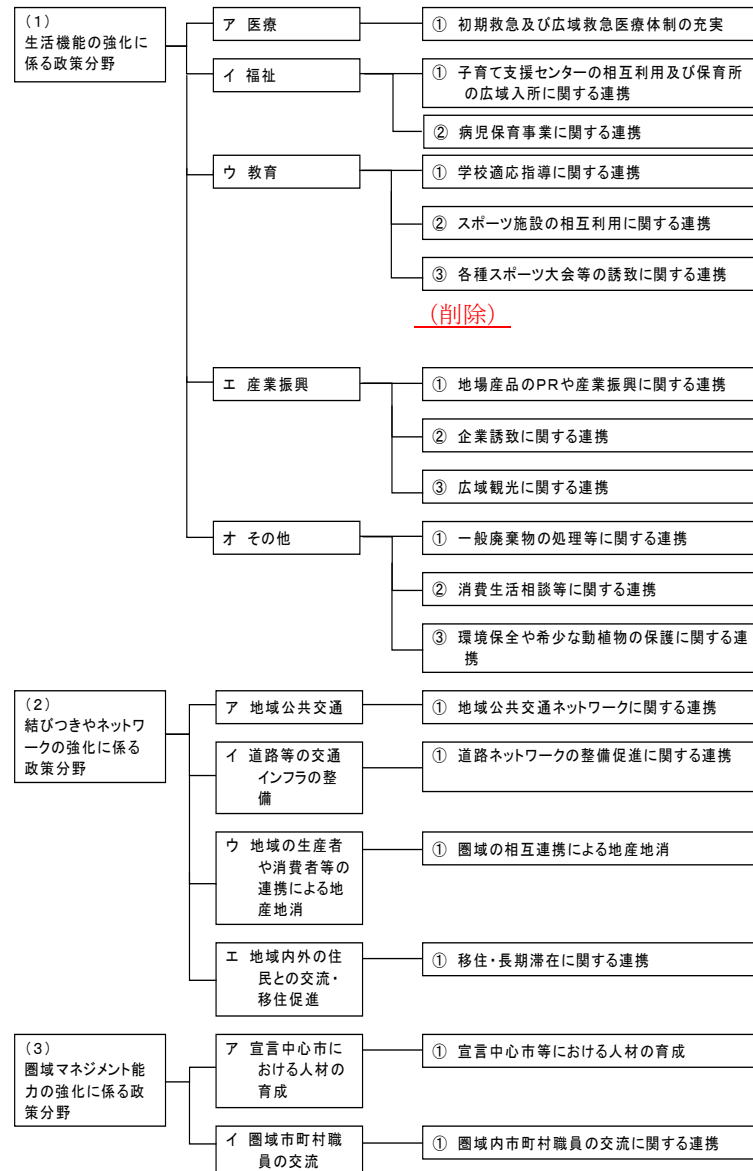
具体的な取組の施策体系図



5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

※関係市町村の費用負担については、状況変化に応じ、適切な見直しを図ります。

具体的な取組の施策体系図



指導者派遣の実績がないため削除

(1) 生活機能の強化に係る政策分野
ア 医療

【基本目標】

① 初期救急医療体制が確保・維持され、安定した医療の提供

【夜間急病センターの圏域町村の利用割合】

14.7%(H27～R1年度平均値)→ 現状程度を維持

② 二次・三次救急医療体制の充実により、圏域での安心した暮らしを守る
広域救急医療体制の確保・維持(R1年度)
→ 広域救急医療体制の確保・維持(R6年度)

① 初期救急及び広域救急医療体制の充実

指標名	夜間急病センターの圏域町村の利用割合		釧路市・釧路町
重要業績評価	指標	現状値	目標値
指標(KPI)	利用割合	14.1%(R5年度)	現状程度を維持(R6年度)
指標名	浜中町への医師派遣		釧路市・浜中町
重要業績評価	指標	現状値	目標値
指標(KPI)	派遣回数	0回(R5年度)	6回程度(R6年度)

【形成協定】

【釧路町】

圏域内の初期救急及び広域救急医療体制を確保するため、釧路市夜間急病センターを中心とした初期救急医療機能の維持、充実を図るとともに、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

【厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町】

圏域内の広域救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

事業名	初期救急医療体制の充実					関係市町村
事業概要	休日や夜間などの初期救急患者に対する初期救急医療を提供する釧路市夜間急病センターの運営、釧路市医師会による在宅当番医制の運営を支援する。また、初期救急医療の維持に関する普及啓発に関する取組を行う。					釧路市 釧路町
効果	初期救急医療体制が確保・維持されることで、釧路市民・釧路町民に対し、365日24時間安定した医療の提供が図られる。					
事業費(千円)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
	176,233	177,914	186,821	189,080	261,203	991,251
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	釧路市は釧路市夜間急病センターを設置、運営し、また、在宅当番医制への支援を行う。釧路町は経費の一部を負担する。					

(1) 生活機能の強化に係る政策分野
ア 医療

【基本目標】

① 初期救急医療体制が確保・維持され、安定した医療の提供

【夜間急病センターの圏域町村の利用割合】

14.1%(R2～R5年度平均値)→ 現状程度を維持

② 二次・三次救急医療体制の充実により、圏域での安心した暮らしを守る
広域救急医療体制の確保・維持(R5年度)
→ 広域救急医療体制の確保・維持(R11年度)

① 初期救急及び広域救急医療体制の充実

指標名	夜間急病センターの圏域町村の利用割合		釧路市・釧路町
重要業績評価	指標	現状値	目標値
指標(KPI)	利用割合	14.1%(R5年度)	現状程度を維持(R11年度)

【形成協定】

【釧路町】

圏域内の初期救急及び広域救急医療体制を確保するため、釧路市夜間急病センターを中心とした初期救急医療機能の維持、充実を図るとともに、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

【厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町】

圏域内の広域救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

事業名	初期救急医療体制の充実					関係市町村
事業概要	休日や夜間などの初期救急患者に対する初期救急医療を提供する釧路市夜間急病センターの運営、釧路市医師会による在宅当番医制の運営を支援する。また、初期救急医療の維持に関する普及啓発に関する取組を行う。					釧路市 釧路町
効果	初期救急医療体制が確保・維持されることで、釧路市民・釧路町民に対し、365日24時間安定した医療の提供が図られる。					
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	合計
	272,326	272,326	272,326	272,326	272,326	1,361,630
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	釧路市は釧路市夜間急病センターを設置、運営し、また、在宅当番医制への支援を行う。釧路町は経費の一部を負担する。					

釧路市内から医師派遣が行えていないため削除

事業名	広域救急医療体制の充実					関係市町村
事業概要	重症救急患者に対する広域救急医療を提供する二次救急医療体制や小児救急医療体制の維持に対する支援を行うとともに、救急医療体制の維持に関する普及啓発を行う。					全市町村
効果	広域救急医療を担う医療機関の負担軽減により、広域救急医療体制の確保、維持が図られる。					
事業費 (千円)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
	41,822	41,827	41,831	41,840	42,359	209,679
補助事業等の名称等	小児救急医療支援事業費補助金					
役割分担の考え方	全市町村が広域救急医療業務等に要する経費を負担する。					

事業名	医師派遣事業					関係市町村
事業概要	市立釧路総合病院から浜中町立浜中診療所に対し、整形外科の専門診療に係る医師を派遣する。					釧路市 浜中町
効果	高齢者の受診率の高い整形外科医の派遣により、地元での診療が可能になり、患者負担の軽減が図られる。					
事業費 (千円)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
	0	0	0	0	747	747
補助事業等の名称等	へき地医療拠点病院事業					
役割分担の考え方	浜中町は医師の派遣に要する経費を負担する。					

イ 福祉

【基本目標】

- ① 子育て環境の充実により、子育てに対する不安解消を図る
【子育て支援拠点センターの圏域町村の利用割合】
4.1%(H27～R1年度平均値)→ 現状程度を維持
- ② 病児保育事業の充実により、安心して子育てができる環境を整備する
→ 病児保育事業実施施設の確保、維持(R6年度)

① 子育て支援センターの相互利用及び保育所の広域入所に関する連携

指標名	子育て支援拠点センターの圏域町村の利用割合		釧路市・釧路町・厚岸町・ 標茶町・弟子屈町・白糠町
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	利用割合	5.2%(R5年度)	現状程度を維持(R6年度)

事業名	広域救急医療体制の充実					関係市町村
事業概要	重症救急患者に対する広域救急医療を提供する二次救急医療体制や小児救急医療体制の維持に対する支援を行うとともに、救急医療体制の維持に関する普及啓発を行う。					全市町村
効果	広域救急医療を担う医療機関の負担軽減により、広域救急医療体制の確保、維持が図られる。					
事業費 (千円)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	合計
	42,441	42,441	42,467	42,467	42,467	212,283
補助事業等の名称等	小児救急医療支援事業費補助金					
役割分担の考え方	全市町村が広域救急医療業務等に要する経費を負担する。					

イ 福祉

【基本目標】

- ① 子育て環境の充実により、子育てに対する不安解消を図る
【子育て支援拠点センターの圏域町村の利用割合】
5.0%(R2～R5年度平均値)→ 現状程度を維持
- ② 病児保育事業の充実により、安心して子育てができる環境を整備する
病児保育事業実施施設の確保、維持(R5年度)
→ 病児保育事業実施施設の確保、維持(R11年度)

① 子育て支援センターの相互利用及び保育所の広域入所に関する連携

指標名	子育て支援拠点センターの圏域町村の利用割合		釧路市・釧路町・厚岸町・ 標茶町・弟子屈町・白糠町
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	利用割合	5.2%(R5年度)	現状程度を維持(R11年度)

【形成協定】

【釧路町・厚岸町・標茶町・弟子屈町・白糠町】

子育てを家庭を支えるため、地域の子育て活動の推進や交流機会の提供、保育サービスの充実など子育て支援の取組を進める。

【浜中町・鶴居村】

子育てを家庭を支えるため、保育サービスの充実など子育て支援の取組を進める。

医師派遣事業を削除

【形成協定】 【釧路町】 安心して子育てができる環境を整備するため、病児保育事業の充実を図る。						
事業名	病児保育事業					関係市町村
事業概要	病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用施設で一時的に保育する。					釧路市 釧路町
効果	児童の受入体制の充実により、保護者の仕事と育児の両立が図られ、子育てに対する不安が解消されるとともに、利用者の利便性が向上する。					
事業費 (千円)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
	-	-	-	8,045	8,775	16,820
補助事業等の名称等	子ども・子育て支援交付金					
役割分担の考え方	釧路市は病児保育施設を設置し、釧路町は経費の一部を負担する。					

ウ 教育

【基本目標】	
① 不登校児童・生徒の社会的自立	
【学校適応指導教室 授業数】	868 回(R1年度)→ 900 回(R6年度)
② 圏域住民の健康づくりの促進、圏域住民の利用機会の拡大	
【スポーツ施設圏域自治体の相互利用件数】	101 万件(R1年度)→ 146 万件(R6年度)
③ スポーツ大会誘致による経済波及効果	
【スポーツ大会の誘致件数】	89 件(H27～R1年度の平均)→ 84 件(R6年度)
④ スポーツ指導者の相互派遣等により、スポーツ教室等の質の向上や種目の広がりを目指す。	
【スポーツ教室等の開催件数・参加人数】	287 件(R1年度)→ 351 件(R6年度) 6,068 人(R1年度)→ 9,100 人(R6年度)

① 学校適応指導に関する連携

指標名	教育支援センターの圏域町村の 指導件数割合		釧路市・釧路町
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	件数割合	1.3%(R5年度)	現状程度を維持(R6年度) ※H27～R1年度平均値 15.1%

事業名	病児保育事業					関係市町村
事業概要	病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用施設で一時的に保育する。					釧路市 釧路町
効果	児童の受入体制の充実により、保護者の仕事と育児の両立が図られ、子育てに対する不安が解消されるとともに、利用者の利便性が向上する。					
事業費 (千円)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	合計
	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	43,875
補助事業等の名称等	子ども・子育て支援交付金					
役割分担の考え方	釧路市は病児保育施設を設置し、釧路町は経費の一部を負担する。					

ウ 教育

【基本目標】	
① 不登校児童・生徒の社会的自立	
【学校適応指導教室 授業数】	1,677 回(R5年度)→ 900 回(R11年度)
② 圏域住民の健康づくりの促進、圏域住民の利用機会の拡大	
【スポーツ施設圏域自治体の相互利用件数】	104 万件(R5年度)→ 142 万件(R11年度)
③ スポーツ大会誘致による経済波及効果	
【スポーツ大会の誘致件数】	154 件(R2～R5年度の平均)→ 129 件(R11年度)

① 学校適応指導に関する連携

指標名	教育支援センターの圏域町村の 指導件数割合		釧路市・釧路町
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	件数割合	1.3%(R5年度)	現状程度を維持(R11年度) ※R2～R5年度平均値 6.0%

【形成協定】	
様々な要因により、学校生活に適応できない児童生徒に対し、学校生活への復帰を支援するための取組を進める。	

指導者派遣の実績がないため削除

③ 各種スポーツ大会等の誘致に関する連携

指標名	スポーツ大会の誘致件数		釧路市・釧路町・厚岸町・ 標茶町・弟子屈町・鶴居村
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	誘致件数	203 件(R5年度)	84 件(R6年度)

【形成協定】

【釧路町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、釧路町運動公園内のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

【厚岸町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、厚岸町宮園公園体育施設を活用した誘致の取組を進める。

【標茶町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、駒ヶ丘公園体育施設を活用した誘致の取組を進める。

【弟子屈町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、釧路圏摩周観光文化センター周辺のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

【鶴居村】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路市内、鶴居村内のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

事業名	各種スポーツ大会等の誘致に関する連携					関係市町村
事業概要	全国規模大会等でのPR活動やスポーツ協会加盟団体等と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を進める。また、スポーツ合宿誘致推進委員会において、合宿誘致の取組について検討を行う。					釧路市 釧路町 厚岸町 標茶町 弟子屈町 鶴居村
効果	スポーツ施設を複合的に活用することにより全国的なスポーツ大会の誘致が可能となり、圏域への経済波及効果が期待できるとともに、スポーツ活動の普及により、圏域住民の健康増進が図られる。					
事業費 (千円)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
	1,806	3,134	4,337	5,323	7,108	21,708
補助事業等の 名称等						
役割分担 の考え方	スポーツ合宿誘致推進委員会は釧路市が運営する。 施設の一体的PRは釧路市が企画し、他自治体の参画により実施する。					

④ スポーツ教室等の開催に関する連携

指標名	スポーツ教室等の開催回数及び参加人数		釧路市・弟子屈町
重要業績評価 指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	開催回数	224 回(R5年度)	351 回(R6年度)
	参加人数	3,237 人(R5年度)	9,100 人(R6年度)

【形成協定】

【釧路町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、釧路町運動公園内のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

【厚岸町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、厚岸町宮園公園体育施設を活用した誘致の取組を進める。

【標茶町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、駒ヶ丘公園体育施設を活用した誘致の取組を進める。

【弟子屈町】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、釧路圏摩周観光文化センター周辺のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

【鶴居村】

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路市内、鶴居村内のスポーツ施設を活用した誘致の取組を進める。

事業名	各種スポーツ大会等の誘致に関する連携					関係市町村
事業概要	全国規模大会等でのPR活動やスポーツ協会加盟団体等と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を進める。また、スポーツ合宿誘致推進委員会において、合宿誘致の取組について検討を行う。					釧路市 釧路町 厚岸町 標茶町 弟子屈町 鶴居村
効果	スポーツ施設を複合的に活用することにより全国的なスポーツ大会の誘致が可能となり、圏域への経済波及効果が期待できるとともに、スポーツ活動の普及により、圏域住民の健康増進が図られる。					
事業費 (千円)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	合計
	52,609	52,609	52,609	52,609	52,609	263,045
補助事業等の 名称等						
役割分担 の考え方	スポーツ合宿誘致推進委員会は釧路市が運営する。 施設の一体的PRは釧路市が企画し、他自治体の参画により実施する。					

指導者派遣の実績がないため削除

[形成協定]

圏域のスポーツ振興や住民の健康づくりを促進するため、圏域で開催されるスポーツ等において指導者の相互派遣などを行う。

事業名	スポーツ教室等の開催に関する連携					関係市町村
事業概要	圏域自治体で開催されるスポーツ・健康づくり教室において、相互のスポーツ・健康指導者のPRと活用を積極的に行う。					釧路市 弟子屈町
効果	圏域在住のスポーツ指導者を相互派遣することにより、スポーツ教室等の質の向上や種目の広がりが期待される。					
事業費 (千円)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
	5,082	5,071	5,787	5,888	6,266	28,094
補助事業等の名称等						
役割分担 の考え方	要請する自治体は必要な経費を負担し、要請された自治体は派遣指導者の調整や準備を行う。					

指導者派遣の実績がないため削除

【基本目標】

- ① 一般廃棄物等の削減により、施設の維持コストや環境への負担を低減する
【し尿及び浄化槽汚泥等の排出量】
20,052.7 キロリットル(R1年度)→ 19,982.0 キロリットル(R6年度)
- ② 消費生活相談等の啓発活動により、圏域内の消費者の被害防止を図る
【消費生活センターの圏域町村の利用割合】
13.2%(H27～R1年度平均値)→ 現状程度を維持(R6年度)
- ③ 自然環境の保全を行っていくため、各種研修事業を通じ、環境保全や希少な動植物の保護を行う
【環境保全に関する各種研修事業等の実施回数】
45 回(R1年度)→ 49 回(R6年度)

① 一般廃棄物の処理等に関する連携

指標名	し尿及び浄化槽汚泥等の排出量		銚路市・銚路町・鶴居村・白糠町
重要業績評価指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	排出量	18,167.2キロリットル(R5年度)	19,982.0キロリットル(R6年度)

【形成協定】

し尿処理をはじめとする一般廃棄物の処理に関する事業を進める。

事業名	一般廃棄物の処理等に関する連携					関係市町村
事業概要	し尿・浄化槽汚泥等を下水道と共同処理するための受入施設の整備及び施設の維持管理を行う。					銚路市 銚路町 鶴居村 白糠町
効果	本事業の実施により、し尿・浄化槽汚泥を下水道で共同処理することが可能となり、維持管理の効率化が図られる。					
事業費(千円)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
	109,294	115,342	106,809	103,795	118,735	553,975
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	施設の整備、維持管理に関し、処理量を基本に必要な経費を負担する。					

【基本目標】

- ① 一般廃棄物等の削減により、施設の維持コストや環境への負担を低減する
【し尿及び浄化槽汚泥等の排出量】
18167.2 キロリットル(R5年度)→ 17,592.0 キロリットル(R11年度)
- ② 消費生活相談等の啓発活動により、圏域内の消費者の被害防止を図る
【消費生活センターの圏域町村の利用割合】
14.4%(R2～R5年度平均値)→ 現状程度を維持(R11年度)
- ③ 自然環境の保全を行っていくため、各種研修事業を通じ、環境保全や希少な動植物の保護を行う
【環境保全に関する各種研修事業等の実施回数】
65 回(R5年度)→ 65 回(R11年度)

① 一般廃棄物の処理等に関する連携

指標名	し尿及び浄化槽汚泥等の排出量		銚路市・銚路町・鶴居村・白糠町
重要業績評価指標(KPI)	指標	現状値	目標値
	排出量	18,167.2キロリットル(R5年度)	17,592.0キロリットル(R11年度)

【形成協定】

し尿処理をはじめとする一般廃棄物の処理に関する事業を進める。

事業名	一般廃棄物の処理等に関する連携					関係市町村
事業概要	し尿・浄化槽汚泥等を下水道と共同処理するための受入施設の整備及び施設の維持管理を行う。 一般廃棄物(不燃ごみ、粗大ごみ)の広域処理するため、施設の整備及び維持管理を行う。					銚路市 銚路町 鶴居村 白糠町
効果	本事業の実施により、し尿・浄化槽汚泥を下水道で共同処理することが可能となり、維持管理の効率化が図られる。					
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	合計
	208,097	208,097	208,097	217,473	208,097	208,097
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	施設の整備、維持管理に関し、処理量を基本に必要な経費を負担する。					

令和6年度から供用が開始された最終処分場により広域処理を追加

イ 道路等の交通インフラの整備

【基本目標】

- ① 北海道横断自動車道(阿寒～釧路西間)の早期完成
- ② 北海道横断自動車道(釧路～根室間)の早期整備
: 尾幌糸魚沢道路整備促進
- ③ 釧路中標津道路の早期完成
- ④ 道東縦貫道路(美幌町～標茶町間)調査促進

① 道路ネットワークの整備促進に関する連携

指標名	① 北海道横断自動車道(阿寒IC～釧路西IC間)の早期完成 ② 北海道横断自動車道(別保～温根沼間)の早期整備: 尾幌糸魚沢道路の整備促進 ③ 釧路中標津道路の整備促進 ④ 道東縦貫道路(美幌町～標茶町間)の重要物流道路への指定及び調査促進			全市町村
重要業績評価指標(KPI)	指標	現状値	目標値	
	要望・提言	要望・提言の実施(R5年度)	要望・提言の実施(R6年度)	

【形成協定】

交通の円滑化や物流の効率化を図るため、都市内の基幹道路や圏域の結びつきを強化する幹線道路などのネットワーク整備に向け連携して取り組む。

事業名	道路ネットワークの整備促進に関する連携					関係市町村
事業概要	北海道横断自動車道の早期整備促進に関する取組或利用促進事業の実施、地域高規格道路や道道釧路環状線などの都市内交通ネットワークの早期整備に向けた取組を行う。					全市町村
効果	交通網の整備により、地域間連携や相互補完による利便性の向上、地域の活性化が期待される。					
事業費(千円)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
	1,552	1,482	1,502	1,734	3,587	9,857
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	各路線の建設促進期成会等の経費は各自自治体が負担する。					

イ 道路等の交通インフラの整備

【基本目標】

- ① 北海道横断自動車道(別保～温根沼間)の早期整備
: 尾幌糸魚沢道路の整備促進
別保～尾幌間の計画段階評価の調査促進
- ② 釧路中標津道路の整備促進及び調査促進
- ③ 道東縦貫道路(美幌町～標茶町間)調査促進

① 道路ネットワークの整備促進に関する連携

指標名	① 北海道横断自動車道(別保～温根沼間)の早期整備: 尾幌糸魚沢道路の整備促進、別保～尾幌間の計画段階評価の調査促進 ② 釧路中標津道路の整備促進及び調査促進 ③ 道東縦貫道路(美幌町～標茶町間)の重要物流道路への指定及び調査促進			全市町村
重要業績評価指標(KPI)	指標	現状値	目標値	
	要望・提言	要望・提言の実施(R5年度)	要望・提言の実施(R11年度)	

【形成協定】

交通の円滑化や物流の効率化を図るため、都市内の基幹道路や圏域の結びつきを強化する幹線道路などのネットワーク整備に向け連携して取り組む。

事業名	道路ネットワークの整備促進に関する連携					関係市町村
事業概要	北海道横断自動車道の早期整備促進に関する取組或利用促進事業の実施、地域高規格道路や道道釧路環状線などの都市内交通ネットワークの早期整備に向けた取組を行う。					全市町村
効果	交通網の整備により、地域間連携や相互補完による利便性の向上、地域の活性化が期待される。					
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	合計
	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	7,860
補助事業等の名称等						
役割分担の考え方	各路線の建設促進期成会等の経費は各自自治体が負担する。					

阿寒～釧路西間がR6年度中開通予定であることから削除
別保～尾幌間の状況を追加